

令和6年9月19日

五所川原市教育委員会

令和6年 第10回定例会

報告及び提案事件綴

五所川原市教育委員会

目

次

1	報告第 7 号	議案に対する意見について（令和 6 年度五所川原市一 般会計補正予算第 4 号）	P	1
2	報告第 8 号	議案に対する意見について（公の施設の指定管理者の 指定について）	P	2
3	議案第 27 号	五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の 一部を改正する規則の制定について	P	4

報告第 7 号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 意見を求められた議案
令和 6 年度五所川原市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 参考資料（意見を求められた議案資料）
別冊「令和 6 年度五所川原市一般会計補正予算（第 4 号）」のとおり。

報告第 8 号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

記

1 意見を求められた議案

公の施設の指定管理者の指定について

2 指定管理者が管理する公の施設の名称

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例（平成 20 年五所川原市条例第 2 号）第 2 条に規定する五所川原市ふるさと交流圏民センター

3 選定方法

五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年五所川原市条例第 65 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく公募

4 公募申請団体数

2 団体

5 指定管理者となる団体

株式会社五所川原エフエム 代表取締役 半田 秀美

6 選定理由

五所川原市社会教育施設指定管理者選定委員会による審査の結果、株式会社五所川原エフエムが指定管理者として適していると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とする。

7 指定管理者が管理する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

8 参考資料（意見を求められた議案）

別紙「公の施設の指定管理者の指定について」のとおり。

議案第 1 1 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

1 指定管理者が管理する公の施設の名称

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例（平成 2 0 年五所川原市条例第 2 号）
第 2 条に規定する五所川原市ふるさと交流圏民センター

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社五所川原エフエム 代表取締役 半田 秀美

3 指定管理者が管理する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 27 号

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 14 号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

- （1）令和 7 年 3 月をもって三好小学校が閉校となり、令和 7 年 4 月で五所川原小学校へ統合となるため。
- （2）松島小学校の通学区域の一部を見直し、令和 7 年 4 月より中央小学校の通学区域へ変更するため。

2 改正概要

- （1）令和 7 年 4 月 1 日より、三好小学校の通学区域の全て（鶴ヶ岡、高瀬、藻川）を五所川原小学校の通学区域とする。
- （2）松島小学校の通学区域のうち「石岡字藤巻の一部」「漆川字浅井」「漆川字清水流」「漆川字袖掛の一部」「漆川字鍋掛の一部」を、令和 7 年 4 月 1 日より中央小学校の通学区域とする。
- （3）令和 7 年 4 月 1 日より、五所川原第一中学校の通学区域から三好小学校を削る。
- （4）その他所要の字句の改正

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成１７年五所川原市教育委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
１ 五所川原市立小学校通学区域		１ 五所川原市立小学校通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
五所川原小学校	旭町、幾世森、幾島町、柏原町、上平井町、小曲、新宮、下平井町、敷島町、末広町、中平井町、長橋字橋元、長橋字広野の一部、錦町、雛田、芭蕉、若葉、新宮町、田川、蘇鉄、 <u>鶴ヶ岡、高瀬、藻川</u>	五所川原小学校	旭町、幾世森、幾島町、柏原町、上平井町、小曲、新宮、下平井町、敷島町、末広町、中平井町、長橋字橋元、長橋字広野の一部、錦町、雛田、芭蕉、若葉、新宮町、田川、蘇鉄
略		略	
中央小学校	松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻、 <u>漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字袖掛、漆川字鍋掛の一部、吹畑字藤巻の一部</u>	中央小学校	松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻の一部、漆川字袖掛の一部、吹畑字藤巻の一部
略		略	
三輪小学校	略	三輪小学校	略
略		三好小学校	<u>鶴ヶ岡、高瀬、藻川</u>
略		略	
松島小学校	漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹畑字藤巻の一部、金山、唐笠柳、水野尾、米田、一野坪字朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎	松島小学校	<u>石岡字藤巻の一部、漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹畑字藤巻の一部、金山、唐笠柳、水野尾、米田、漆川字袖掛の一部、一野坪字朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎、漆川字鍋懸の一部</u>
略		略	

改正後		改正前	
2 五所川原市立中学校通学区域		2 五所川原市立中学校通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
五所川原第一中学校	五所川原小学校、 <u>南小学校</u> 、中央小学校、松島小学校の通学区域	五所川原第一中学校	五所川原小学校・ <u>南小学校</u> ・中央小学校・松島小学校・ <u>三好小学校</u> の通学区域
略		略	
五所川原第三中学校	栄小学校、 <u>三輪小学校</u> の通学区域	五所川原第三中学校	栄小学校・ <u>三輪小学校</u> の通学区域
略		略	
※下線部分は改正部分			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日において松島小学校に在籍し、この規則による改正後の別表の規定により中央小学校の通学区域とされた通学区域に住所のある児童について、当該児童の保護者が施行日以後も松島小学校へ通学を希望する場合は、当該児童が松島小学校を卒業するまでの間、当該児童に係る指定の小学校は、松島小学校とする。